

▼INDEX

- 1 クイズに答えて京都ホテルペア宿泊券をゲットしよう！【ETF 入門クイズ】
- 2 新着アナリストレポートのご案内【プレゼント付きアンケート実施中！】
- 3 上場会社動画配信情報
- 4 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

平成 23 年度のインサイダー取引について(その 1)

平成 24 年も 5 月に入り、平成 23 年度(23 年 4 月~24 年 3 月)の告発、課徴金納付勧告事例の結果について、述べる事が可能となった。今回以降、数回にわたり、そのうち、インサイダー取引の動向について述べることにしたい。

23 年度(23 年 4 月から 24 年 3 月)の間、インサイダー取引による

- ・課徴金勧告は 15 件
- ・刑事告発は 6 件

であった。22 年度は、勧告 20 件、刑事告発 4 件であったので、勧告は減、告発は増となった。

しかし、23 年度は、件数以上に、社会的な影響、もしくはインサイダー取引規制の本義に関わるような事案が多発した年度と考えられる。

さて、昨年度に大きな社会的波紋を投げかけたのは、経済産業省大臣官房審議官によるインサイダー取引の告発であった。

当該犯則嫌疑者は、経済産業大臣の命を受けて、同省商務情報政策局情報通信機器課が所掌する半導体素子、集積回路その他情報通信機器等の部品等に関する事業の発達、改善及び調整等の事務の企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理するなどの職務に従事していたものであるが、同職務上の権限の行使に関し、

(1) 半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とし、株式会社東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場している NEC エレクトロニクス株式会社

の業務執行を決定する機関が、株式会社ルネサステクノロジと合併することについての決定をした事実を、平成21年3月9日ころ知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年4月21日から同月27日までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑者の妻名義で、NECエレクトロニクスの株券合計5000株を代金合計489万7900円で買付け

(2) 半導体素子等の電子部品の開発及び製造を業とし、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場しているエルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨の事実を、遅くとも平成21年5月11日までに知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月15日及び18日、証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑者の妻名義で、エルピーダメモリの株券合計3000株を代金合計305万9000円で買い付けたものである。

さて、インサイダー取引の保護法益については、諸説あるが、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼の確保にあると考えられている。すなわち、会社関係者等で、投資者の投資判断に影響を及ぼすべき事実の発生に自ら関与し、または当該事実に係る情報を容易に入手しえる者が、それら情報が未公表の段階でこれを知りながら、会社の発行する有価証券に係る取引を行えば、情報を知りえない投資者に対して不公平であり、市場の公正性と健全性が失われる。このため、会社関係者または第一次情報受領者によるインサイダー取引が禁止されている。

次回にも述べるが、近時の上場会社における情報管理体制の整備等により、勧告、告発の多くは、第一次情報受領者によるものであり、会社関係者によるものは、件数的には少数に止まっている。

しかし、先に述べたように、会社関係者は、そもそも情報を「作り出す」もしくは「作り出し公表する」過程そのものに携わるものであり、これらの者が、一般投資者を出し抜くような不正な取引を行うことはあってはならないものである(第一次情報受領者であればよいということではない。しかし、情報受領者が、法的知識が不十分なまま、「もうかるなら」という軽い気持ちで小額の取引を行ったようなケースと比較すれば、そのインサイダー規制の本義にもとるという意味において、差異があると言えるのではないか)。

そうした意味で、本件経済産業省大臣官房審議官によるインサイダー取引の悪質性はどこにあるかについて、次回、他の例も含めて述べることにしたい。なお、今般

の寄稿では、本件だけでなく、「あってはならない」案件を、いくつか取り上げさせていただくことをあらかじめ申し上げておきたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>